

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

人委規則
調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………一
 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………一
 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………二
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三
 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………五
 人委告示
 級別職務区分表に関する告示の一部改正……………五

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則



調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中

百分の十三
百分の十一
百分の四
百分の四
百分の七

を

百分の十四
百分の十二
百分の六
百分の五
百分の八

に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

秋警察署高俣警察官駐在所
秋警察署福賀警察官駐在所
阿東警察署嘉年警察官駐在所
江崎警察署弥富警察官駐在所

を

山口警察署嘉年警察官駐在所
萩警察署高俣警察官駐在所
萩警察署弥富警察官駐在所
萩警察署福賀警察官駐在所

に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、「准看護師及び看護助手」を「及び准看護師」に改める。

第十五条第一項第一号口中「環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改め、同号八中「診療エックス線技師」を削り、同号ホを次のように改める。

ホ 山口県農林総合技術センター及び山口県立農業大学校に常時勤務する職員

第十九条第一項第八号中「警察署」を「警察本部（警務部留置管理課に限る。）又は警察署」に改める。

第二十条中「盲学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第五号中「盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 総務部防災危機管理課における災害等に関する情報の収集、連絡等のための宿日直勤務

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「別表に」を「別表第一に」に改め、同号イ中「別表の支給割合（以下「管理職手当支給割合」を、第二条第二項の規定による区分（以下「管理職手当区分」に、「百分の二十五の」を、「一種である」に改め、同号口中「管理職手当支給割合が百分の二十の」を「管理職手当区分が二種である」に改め、同号八中「管理職手当支給割合が百分の十六の」を「管理職手当区分が三種である」に、「八千円」を「八千五百円」に改め、同号二中「管理職手当支給割合が百分の十四又は百分の十二の」を「管理職手当区分が四種である」に、「六千円」を「七千円」に改め、同号ホ中「管理職手当支給割合が百分の十又は百分の八の」を「管理職手当区分が六種又は七種である」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 管理職手当区分が五種である職を占める職員又は学校職員 六千円

第二条第一項第二号八中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号二中「六千円」を

「七千円」に改め、同項第三号八中「八千円」を「八千五百円」に改め、同号二中「六千円」を「七千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第十六条の三又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第十七条の三の規定により管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員又は学校職員のうち、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第一項の規定を適用した場合の管理職員特別勤務手当の額が経過措置基準額(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第一項の規定を適用した場合にその者が受けることとなる管理職員特別勤務手当の額)その額が施行日においてその者と同一の給料表の適用を受ける他の職員又は学校職員が受ける管理職員特別勤務手当の額と均衡を失うと認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額)をいう。)に達しないこととなる職員又は学校職員には、改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第二条第一項の規定を適用した場合の管理職員特別勤務手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職員特別勤務手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「別表(以下「別表」という。)の支給割合が百分の二十五又は百分の二十の」を「第二条第二項の規定による区分(以下「管理職手当区分」という。)が一種又は二種である」に改める。

第五条の四第一項第一号中「別表の支給割合が百分の二十五又は百分の二十の」を「管理職手当区分が一種又は二種である」に改め、同条第二項第一号中「別表の支給割合が百分の二十五の」を「管理職手当区分が一種である」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「局次長」を「局次長 審議監」に改め、同表知事の事務部局の項中「局長 理事 部次長 局次長」を「理事 部次長」に、「秘書課、人事課及び財政課」を「人事課、財政課及び秘書課」に、「限る。」を「政策企画課の政策班長及び調整班長 広報広聴課の広聴企画班長及び主幹(県民相談担当のものに限る。)(」を「限る。)(」に、「法令班長 財政課の主幹、主任及び主任主事」を「法令班長」に、「中山間地域づくり推進室」を「の室長及び室次長 政策企画課の政策班長及び調整班長 財政課の調整監、主任及び主任主事 広報広聴課の広聴企画班長及び主幹(県民相談担当のものに限る。)(秘書課の主幹及び主任 中山間地域づくり推進室」に改め、「、国民文化祭推進室」及び

東京事務所 所長 次長 企画監

を削り、

大島農地建設事務所	所長 次長 総務課長	を
農業試験場	場長 次長 部長 総務課長 分場長 試験場長 農場長 所長	を
農業大学校	校長 副校長 総務課長	を
松 光 園	園長	に、「副校長
松 光 園	園長 総務課長	を
精神保健福祉センター	所長 次長	に、
精神保健福祉センター	所長 次長 総務課長	を
健研究センター	を、「環境保健センター」に、「副院長 事務局長」を、「事務局長」	を
美術館	館長 副館長 総務課長	に、「環境保
消費生活センター	所長 次長	を
消費生活センター	所長 次長	を
スポーツ交流公園管理事務所	を、「山口きらら博記念公園管理事務所」に、	に、「きらら
東京事務所	所長 次長	を
消防学校	校長 副校長 総務課長	を
消防学校	校長 副校長 総務課長	を

畜産試験場	場長 次長 総務課長	に改め、同表
農林総合技術センター	所長 次長 部長 副部長 分場長 試験場長 農場長 総務課長	に改め、同表
出納局の項中「出納局」を「会計管理局」に、「副出納長」を「会計管理者」に改め、同表教育委員会の事務局等の項中		
盲学校	校長 教頭 部の主事 事務長	を
聾学校	校長 教頭 部の主事 事務長	を
養護学校	校長 教頭 部の主事 事務長	を
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 事務長	に改め、
美術館	館長 副館長 総務課長	を削る。
附則		
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。		
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成十九年三月三十日		
山口県人事委員会		
山口県人事委員会規則第十五号		
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則		
義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。		
第三条中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。		
附則		

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の産業教育手当の支給に関する規則第四条の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の九」と、「百分の三」とあるのは「百分の五」とし、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の三」とあるのは「百分の四」とする。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表四級の項中「身体障害者福祉司」を「身体障害者福祉司」に改め、

「農業高等学校校長」及び「美術館総務課長」を削り、同表六級「林業指導センター研修部長」

「消防防災航空センター所長」を「本庁室次長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

「消防防災航空センター所長」を「消防防災航空センター所長」に改め、

